

札幌市応援者受入計画の概要（令和5年3月改定）

第1章 計画の基本方針

■計画の目的（1-1）

札幌市応援者受入計画（以下、「受入計画」という。）は、災害時に札幌市の行政機能だけでは対応が困難となった場合でも、他の行政機関、民間団体等からの支援を最大限活用して適切な対応が行えるように、支援を要する業務や応援受入体制等を事前にかつ具体的に定めた計画である。

■計画の位置づけ（1-2）

本計画は、札幌市業務継続計画（地震災害対策編）（以下、「業務継続計画」という。）の関連計画として、他都市職員や民間団体等からの応援を円滑に受け入れることで職員の不足を補うなど、人材や資機材等の業務資源の面から業務継続性を確保するための計画である。

■計画の発動・解除（1-3）

発動：業務継続計画が発動した場合で、かつ、大規模な応援が必要であると災害対策本部長（原則市長）が必要と認めた場合

解除：業務継続計画が解除され、かつ、応援調整チームでの総合的な応援受入調整の必要が無い状況であると災害対策本部長が認めた場合

第2章 計画の前提条件

■対象とする事象（2-1）

本計画では、大きな被害が想定される大規模地震災害を対象とする。

■対象業務（2-2）

本計画では、非常時優先業務の中から、応援受入に適した業務として主として以下の要件に基づき、あらかじめ抽出した業務（以下「受入対象業務」という。）を対象とする。

- ・ 短期間で完了しない業務
- ・ 担当部所以外の人（本市他部所職員、行政機関、民間団体等）でも技術的に対応できる業務
- ・ 重要な意思決定や重大な責任を伴わない業務

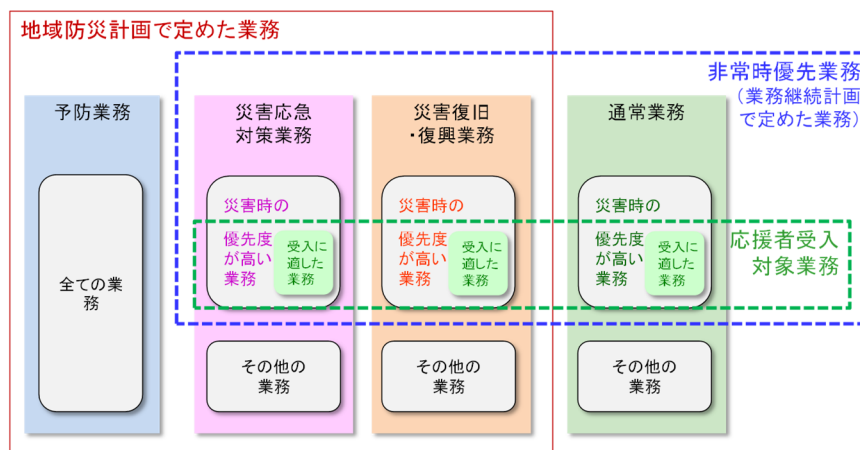


図1 受入計画の所掌範囲

■ 応援調整チーム（3-1）

主に協定等を締結していない行政機関や企業等に対する本市の総合窓口として、応援者と応援を必要とする部所の橋渡し役となる応援調整チームを設置する。なお、応援調整チームは市災害対策本部の一部門とする。

〈応援調整チーム構成部〉 危) 危機管理部、(総) 行政部、(総) 職員部、(市) 市民自治推進室

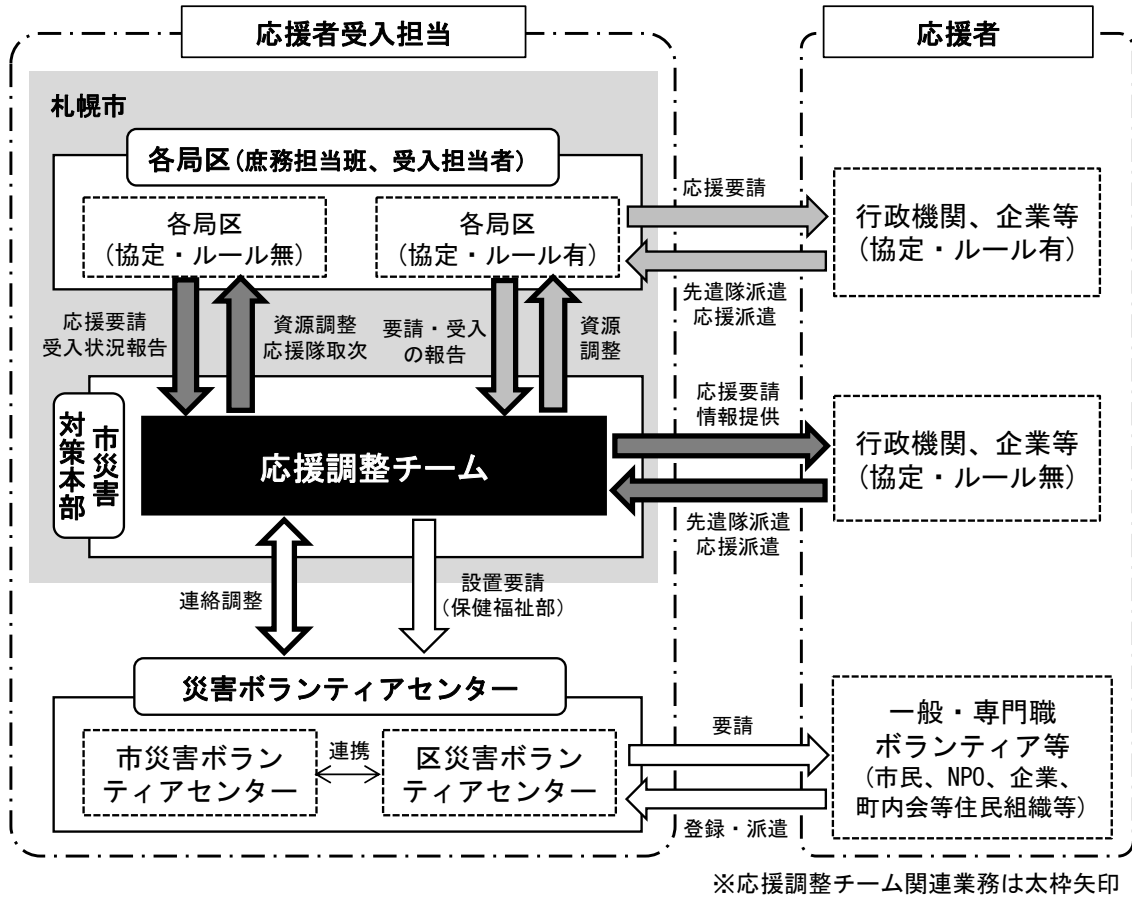


図2 応援者受入担当と応援者の関係性

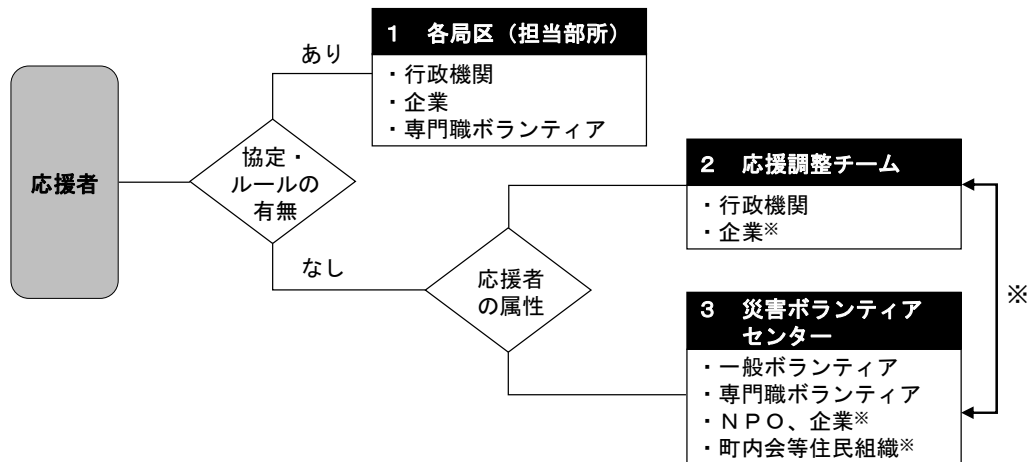


図3 受付窓口と応援者の関係性

■各局区の応援受入体制（3-2）

各局区の庶務を所管する班は、局区内の応援要請を集約・整理する。
また、受入対象業務ごとに受入担当者を定める。

受入担当者は、主に応援者との連絡調整のほか、各局区の庶務を所管する班を通じて、応援調整チームへの応援要請、受入状況及び撤退に関する報告などを行う。

第4章 応援の要請・受入・撤退

■応援受入等に係る基本的な流れ（4-1）

応援調整チームを介した応援要請、受入、撤退に係る基本的な流れは図4のとおりである。

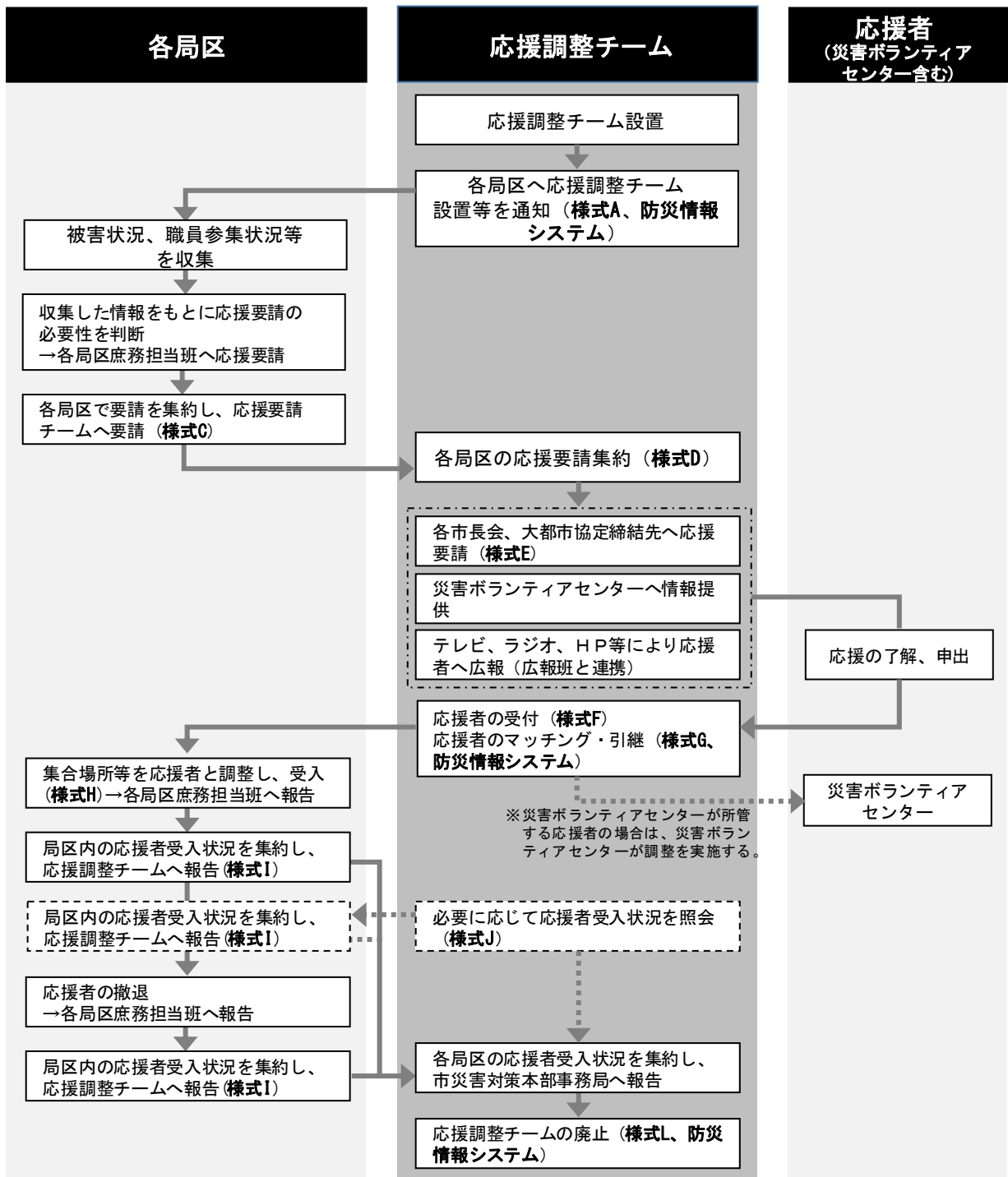


図4 応援調整チームを介した応援受入の基本的な流れ

■ 応援要請・受入の対応方針（４－２）

費用負担は、法令や協定等で定めている場合を除き、応援主体が行うものとする。

受入担当者は、応援者との事前調整において、応援を実施するために必要な情報を提供するものとする。

■ 応援の撤退要請（４－３）

■ 応援者への配慮（４－４）

第５章 各受入対象業務にあらかじめ定める事項

■ 検討事項（５－１）

応援を速やかに受け入れるために、事前に受入対象業務ごとに、業務の内容（応援者が行う具体的業務や応援者に求める条件等）を検討すると共に、応援者等到着後の対応として、応援者への指揮命令、応援者との情報共有、応援者のために確保するものを検討する。

■ 整理方法（５－２）

第１節で検討した内容を受入シート等で整理する。

■ 管理方法（５－３）

各シートの構成および利用のイメージは、図５のとおりである。

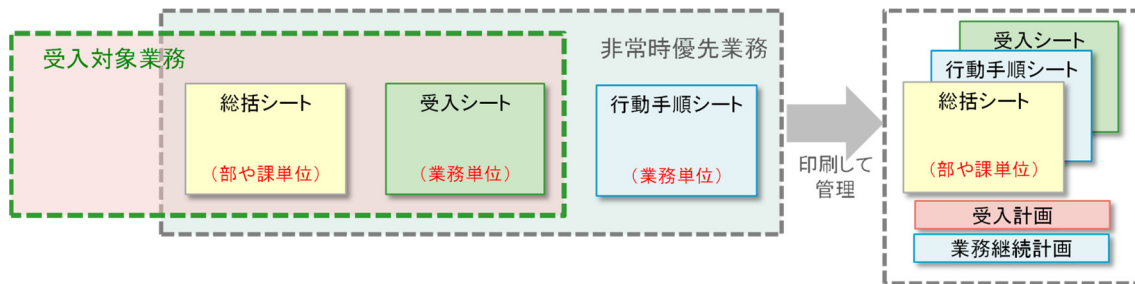


図５ 受入シート等の構成および利用のイメージ

第６章 継続的な改善

■ 応援受入体制を維持・向上させる今後の取組み（６－１）

○ 受入計画の職員等への浸透・定着、訓練等による対応力の向上を図る。

○ 各局区は、受入対象業務ごとに応援受入体制を定めた受入シート等の継続的な改善を図る。

■ 推進体制（６－２）

平成 17 年 3 月に策定した「札幌市危機管理基本指針」で定める危機マネジメントシステムを用いて、応援受入体制に係る維持・改善を行う。

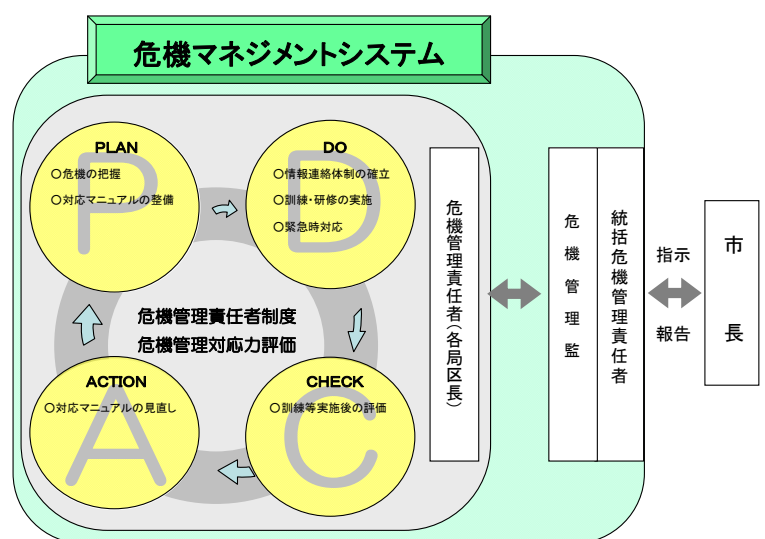


図６ 危機マネジメントシステムの概要

【問合せ】 札幌市危機管理局 TEL : 011-211-3062